

方針1 万博理念を継承し、自然・環境にこだわるまち

| | | |
|----------------|-------|----|
| (1) 環境保全 | | 2 |
| (2) ごみ対策・リサイクル | | 4 |
| (3) 公害対策 | | 6 |
| (4) 公園緑地 | | 8 |
| (5) 自然環境保全 | | 10 |
| (6) 河川 | | 12 |
| (7) 農業（田園バレー） | | 14 |

1 環境保全

現状と課題

住民の暮らしが豊かになる中で、日常的に発生する温室効果ガス等により、地球温暖化は、世界的な規模で取り組む課題となっています。平成17年に発効された京都議定書では、わが国は同24年までに6%のCO₂排出量の削減義務が課されています。また、平成20年7月には「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定され、同62年までにCO₂排出量を現状から60~80%削減する長期目標を示すなど、今後は国全体で低炭素社会の構築に向けて本格的に取り組みを推進していくことが予想されます。

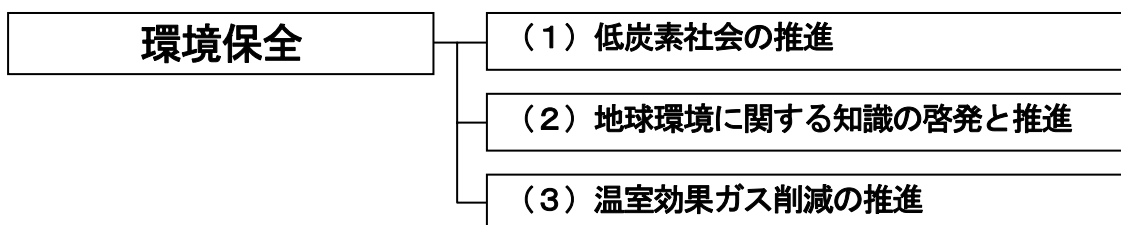
一方、本町では、平成17年に開催された愛・地球博を契機に、住民の環境保全に対する関心が高まる中、同18年には、「第2次長久手町環境基本計画」を策定しました。さらに、翌19年には、新たな環境学習活動の拠点として「ながくてエコハウス」を開館しました。

急速に都市化が進み人口が急増する中、万博の理念を継承するまちとして、これまで以上に低炭素社会への取り組みを推進する必要があります。温室効果ガス削減のためには、行政が率先した取り組みを示すとともに、住民や企業と行政が連携してエネルギー消費量を抑制し、普段の生活を見直すなど、地球にやさしい生活行動を定着させることが必要です。

こんなまちづくりを目指します

万博理念を継承し、「自然・環境にこだわるまち」として、身近な自然環境から地球環境まで視野に入れた長期的、総合的な環境施策を推進し、環境にやさしい低炭素型のまちを目指します。

実現の柱は・・・



柱の中身は・・・

(1) 低炭素社会の推進

- ・家庭におけるエコライフの定着を図るため、エコマネー制度（※）の周知・普及に努めます。また、各家庭の二酸化炭素排出量を算出する町独自の環境家計簿を作成、配布するとともに、その効果を検証するモニター制度を導入することにより、エネルギーと家計の両面における節約効果の周知を図ります。
- ・企業や大学など通勤・通学者にエコモビリティ（※）実証実験を働きかけ、エコモビリティライフの機運を醸成し、自動車利用から公共交通機関への転換を図ります。
- ・地域における環境活動を推進するため、従来の環境美化活動に加え、町全体でのノーカーデーや事業者と連携したカーシェアリング（※）などを実験的に導入します。

(2) 地球環境に関する知識の啓発と推進

- ・エコハウスを環境学習の拠点として位置づけ、地域や学校、生涯学習講座、子ども会、子どもエコクラブ等へ出張講座を行い、環境活動を率先して実践する人材を育成します。
- ・親子で楽しみながら環境を学ぶため、リコモとNーバスを体験する交通エコ、エコハウスでのリサイクル講座、香流川での清掃体験、あぐりん村での地産地消やフードマイレージ（※）の講習、平成こども塾での自然体験や田畑での農業体験など、町内の環境資産を活用した様々なコースを設定したエコツアーの実現を図ります。
- ・住民に環境保全の取り組みや知識を啓発するため、従来のリサイクルマーケットに加え、各地域で環境保全活動に取り組むNPO等の団体・学校・企業等の出展や、環境について楽しみながら学び考えることができる参加・体験型イベントとして、「環境フェスティバル」の実施を検討します。

(3) 温室効果ガス削減の推進

- ・温室効果ガス削減の数値目標を掲げた実行計画を策定し、長期的、総合的に低炭素社会の実現に向けた具体的な取り組みを推進します。
- ・行政組織において環境負荷を減らすため、省資源・省エネルギーに努めるとともに、公共施設における壁面緑化や太陽光パネルの設置、低公害車の購入、ノーカーウィークの実践などを検討し、行政が率先して環境行動に取り組めます。

関連する町の計画

- ・第2次長久手町環境基本計画

※エコマネー制度：日常的なエコ活動が、ポイントや地域通貨という形で反映される仕組み。

※エコモビリティ：自動車と電車・バス等の公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイル。

※カーシェアリング：あらかじめ登録した会員の間で自動車を共同使用するサービス。

※フードマイレージ：食料の総重量と輸送距離を乗じて数値化したもの。フードマイレージが高い国ほど、環境に対して大きな負荷を与えていると推測される。

2 ごみ対策・リサイクル

現状と課題

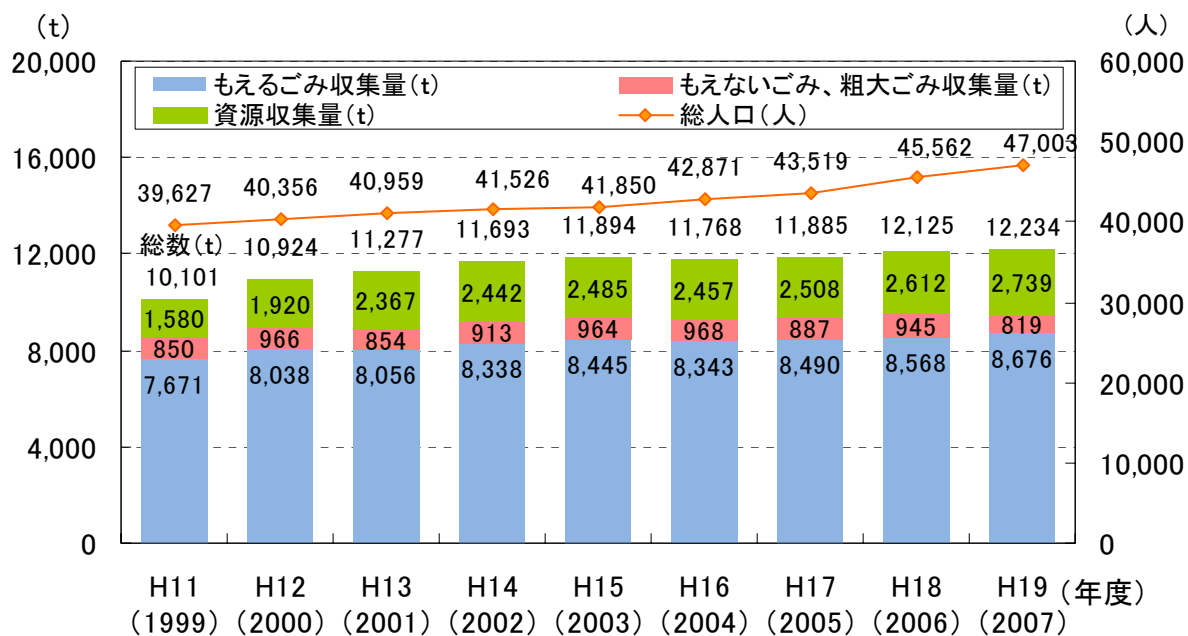
本町では、家庭系一般廃棄物は、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ及び資源(びん・かん・ペットボトル・プラスチック製容器包装・古紙・古着古布)の4種類9品目に分別し、積極的にごみの減量・資源化に取り組んでいます。一方、事業系一般廃棄物は、一般廃棄物収集運搬許可業者が店舗等から収集していますが、さらに一層のごみの減量化、資源化を進める必要があります。

平成19年4月には、資源の持ち込みや粗大ごみのリユース展示スペースを備えた長久手町清掃センター「ながくてエコハウス」が開館し、住民のリサイクルに対する意識もますます向上してきました。

今後も人口の増加によるごみの排出量の増加が予想される中、5R(リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア)を推進し、尾張東部衛生組合を構成する瀬戸市、尾張旭市及び本町が連携しながら、住民・企業・行政が一体となった循環型社会の形成を図る必要があります。

また本町は単身学生が多いことから、ごみ出しルールの徹底化や生活用品のリユース化を進めるシステムの構築を図ることが必要です。

■家庭用ごみの収集状況の推移

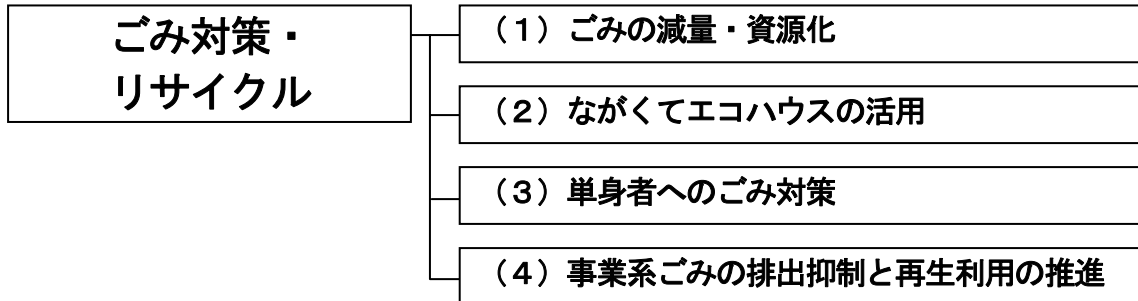


資料：環境課

こんなまちづくりを目指します

住民、企業、行政が連携してごみの減量化、資源化を推進し、環境美化意識の高いまちを目指します。

実現の柱は・・・



柱の中身は・・・

(1) ごみの減量・資源化

- ・町内のスーパー等と協定を結び、レジ袋の削減に向けた取り組みを進めます。
- ・エコバックの利用促進を図るとともに、公共施設、家庭でのリサイクル商品の積極的な利用を図ります。
- ・生ごみ及び放置自転車についてもリサイクルの研究を進めます。
- ・瀬戸市、尾張旭市とともに粗大ごみの有料化について検討します。

(2) ながくてエコハウスの活用

- ・粗大ごみの中から生活用品、子ども服、図書の一層のリユースを進めます。
- ・5R活動を推進する拠点として、家庭から出されたもえるごみの種類と量を調べる組成調査やごみの資源化に関する環境学習等を実施し、積極的な啓発活動を進めます。

(3) 単身者へのごみ対策

- ・ながくてエコハウスに転出入時に必要な生活用品のリユース交換ができるリサイクルバンクやリユース情報コーナーを設けます。
- ・ごみ出しルールの徹底化を図るため、集合住宅管理会社等への説明会を開催するなど、ごみの減量とマナーの向上に努めます。

(4) 事業系ごみの排出抑制と再生利用の推進

- ・事業系ごみの分別排出を推進し、資源化、リサイクルに関する適正な処理の指導及び情報提供を実施していきます。

関連する町の計画

- ・第2次長久手町環境基本計画
- ・一般廃棄物処理基本計画（尾張東部衛生組合）

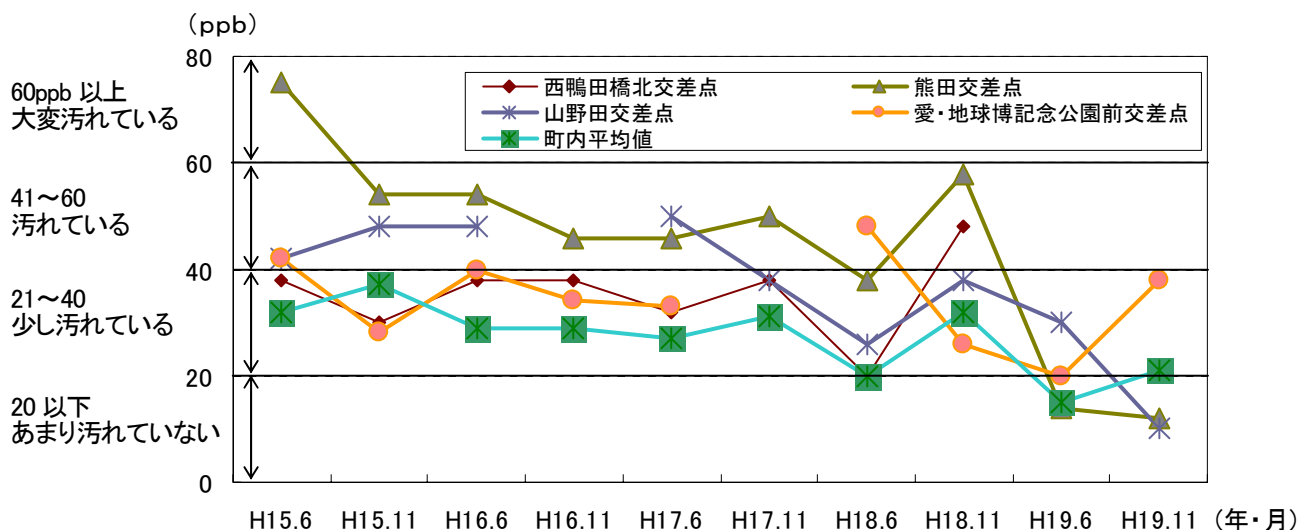
3 公害対策

現状と課題

我が国では、公害防止関係の様々な法律や自然環境保全法に基づく施策の推進により、産業型公害の克服や自然環境の保全に一定の成果を収めてきました。今日の環境問題の多くは、廃棄物の増加、生活排水による水質汚濁等に見られるように、通常の事業活動や日常生活による負荷の増大に起因しています。

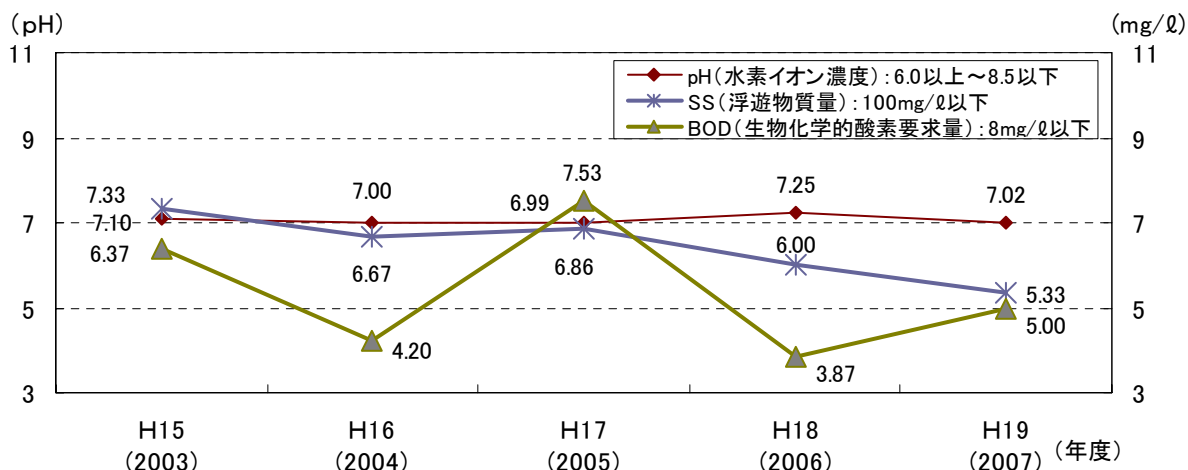
本町においても沿道の大気環境の改善は見られず、光化学スモッグなどの公害が発生しています。さらに都市化の進展に伴い、近隣騒音、悪臭、生活雑排水、雑草等が問題となっています。

■二酸化窒素濃度の推移



※山野田交差点 (H16.11), 愛・地球博記念公園前交差点 (H17.11)、西鴨田橋北交差点(H19.6)は測定を実施していない。

■香流川（下川原橋付近）の水質状況の推移



資料：環境課

こんなまちづくりを目指します

住民、事業者と行政が一緒に環境問題に取り組み、住民が健康で安心して気持ちよく暮らせるまちを目指します。

実現の柱は・・・

公害対策

(1) 発生源対策の推進

(2) 都市生活型公害への対策

(3) 大気環境に関する知識の啓発と推進

柱の中身は・・・

(1) 発生源対策の推進

- ・公害の発生を未然に防止するため、町内企業と締結している公害防止協定（※）を法改正に併せて見直し、適切な運用を図ります。
- ・工場等の特定施設に対しては、公害発生源となる施設の適切な管理を推進します。
- ・アスベスト使用や土壌汚染について、国の機関や県から情報収集し、事業者に対して地域住民に適正な対応を行うよう要請します。

(2) 都市生活型公害への対策

- ・近年は、光化学スモッグの発生、悪臭など都市生活型の公害が発生しており、県などの協力を得ながら適正に把握し、法令に基づき問題解決に努めます。
- ・生活排水改善対策として下水道の整備を図ります。

(3) 大気環境に関する知識の啓発と推進

- ・町内の酸性雨や二酸化窒素の実態を把握し、身近な大気環境情報を住民に提供し、エコライフを推進します。

関連する町の計画

- ・第2次長久手町環境基本計画

※公害防止協定：地方公共団体と企業等との間で交わした公害防止に関する約束。

4 公園緑地

現状と課題

国は一人当たり公園面積の将来目標を20㎡としています。本町の人口に対する公園整備の状況は、愛・地球博記念公園（モリコロパーク）を除くと、一人当たり6.65㎡です。（※）今後さらに人口増加が見込まれることから、公園整備は質量ともに求められるところです。

また、市街化区域で区画整理が行われていない地区や市街化調整区域においては、児童公園がその機能を補っています。今後は、人口増加が進む地区には計画的な公園整備が求められることや、市街化調整区域においては、集落の規模に応じた児童遊園の確保が課題です。

緑地整備については、市街地で都市公園（※）などを結ぶ「緑道」が整備されています。また、市街化調整区域の香流川上流部には「香流川緑地」が整備され、散歩等の利用者が増えています。しかし、下流部の緑道との連続性が課題となっています。そのほか、長湫南部土地区画整理組合事業地には、名古屋市猪高緑地から連続する緑地が都市計画決定されており、今後この緑地の管理が課題となっています。

■都市公園及び児童公園一覧

| 種別 | 公園名 | 面積(㎡) | 備考 | 種別 | 公園名 | 面積(㎡) | 備考 |
|------|------------|--------|----|------|-----------|-----------|------|
| 街区公園 | 大平公園 | 2,669 | 開設 | 街区公園 | 血の池公園 | 9,999 | 〃 |
| 〃 | 仲作田公園 | 2,198 | 〃 | 〃 | 原邸公園 | 6,000 | 部分開設 |
| 〃 | 猪洞公園 | 2,398 | 〃 | 〃 | 桧ヶ根公園 | 16,000 | 開設 |
| 〃 | 喜婦嶽公園 | 1,701 | 〃 | 地区公園 | 杵ヶ池公園 | 73,218 | 〃 |
| 〃 | 山越公園 | 2,001 | 〃 | 特殊公園 | 古戦場公園 | 11,330 | 〃 |
| 〃 | 戸田谷公園 | 1,999 | 〃 | 〃 | 卯塚墓園 | 74,000 | 部分開設 |
| 〃 | 長配公園 | 2,501 | 〃 | 緑道 | せせらぎの径 | 7,379 | 開設 |
| 〃 | 中川原公園 | 2,200 | 〃 | 〃 | 香流川緑地 | 52,000 | 開設 |
| 〃 | 上川原公園 | 1,900 | 〃 | 広場公園 | はなみずき広場 | 6,606 | 〃 |
| 〃 | 草掛公園 | 1,450 | 〃 | 〃 | くすのき広場 | 2,801 | 〃 |
| 〃 | 西洞公園 | 2,100 | 〃 | 広域公園 | 愛・地球博記念公園 | 1,040,000 | 部分開設 |
| 〃 | 蟹原公園 | 2,004 | 〃 | 児童遊園 | 岩作児童遊園 | 717 | 開設 |
| 〃 | 段ノ上公園 | 2,100 | 〃 | 〃 | 寺山児童遊園 | 1,523 | 〃 |
| 〃 | 鴨田公園 | 1,500 | 〃 | 〃 | 大草児童遊園 | 670 | 〃 |
| 〃 | 野田農公園 | 1,920 | 〃 | 〃 | 立花児童遊園 | 644 | 〃 |
| 〃 | 坊ノ後公園 | 2,000 | 〃 | 〃 | 東島児童遊園 | 928 | 〃 |
| 〃 | 先達公園 | 1,600 | 〃 | 〃 | 丁子田児童遊園 | 653 | 〃 |
| 〃 | 仏ヶ根公園 | 2,000 | 〃 | 〃 | 前熊児童遊園 | 1,245 | 〃 |
| 〃 | 東浦公園 | 1,952 | 〃 | 〃 | 砂子児童遊園 | 503 | 〃 |
| 〃 | 落合公園 | 1,800 | 〃 | 〃 | 大草東児童遊園 | 570 | 〃 |
| 〃 | 長湫南部2号公園 | 2,000 | 〃 | 〃 | 三ヶ峯ちびっこ広場 | 340 | 〃 |
| 〃 | 丸根公園 | 1,000 | 〃 | 〃 | 中権代ちびっこ広場 | 647 | 〃 |
| 〃 | 三ヶ峯公園 | 600 | 〃 | 〃 | 権代赤いはね広場 | 194 | 〃 |
| 〃 | 前熊公園 | 1,587 | 〃 | 〃 | 西島遊園地 | 233 | 〃 |
| 〃 | 中根公園 | 1,000 | 〃 | 〃 | 長配遊園地 | 459 | 〃 |
| 〃 | 長久手町万博記念の森 | 1,096 | 〃 | 〃 | 下井堀児童遊園 | 169 | 〃 |
| 〃 | 後山公園 | 10,403 | 〃 | | | | |

資料：産業緑地課

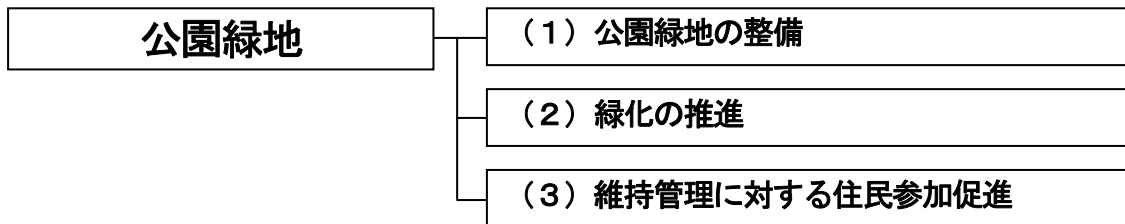
※一人当たり公園面積：平成16年にモリコロパーク（当時愛知青少年公園）が都市計画公園になったことから、一人当たり公園面積は28.5㎡で国の目標値を超え、ニューヨークの29.3㎡に迫るものとなっている。

※都市公園：都市計画施設もしくは都市計画区域内に設置される公園又は緑地のこと。

こんなまちづくりを目指します

身近な公園で子どもから高齢者までだれもが楽しみ、自然が感じられるまちを目指します。

実現の柱は・・・



柱の中身は・・・

(1) 公園緑地の整備

- ・モリコロパークを除いた一人当たり公園面積を国の将来目標値に少しでも近づけられるよう、人口増加地域の公園整備を行います。また、生活圏域に地区公園が少ない地区については、児童遊園などの施設整備を検討します。
- ・公園施設については、高齢者から子どもまで楽しめる施設整備を図ります。
- ・一定規模の公園緑地については、避難地、避難路としての機能を持った公園として整備を図ります。

(2) 緑化の推進

- ・ヒートアイランド（※）対策として、道路、公園、駅前広場、公共施設などの緑化を推進し、クールスポット（※）を創出します。
- ・屋上、壁面緑化の補助や、生垣補助などにより民有地の緑化を推進します。

(3) 維持管理に対する住民参加促進

- ・地域団体やボランティアの活動により、公園などの花植え活動を推進するため、リーダーの育成や活動を支援する仕組みづくりを行います。
- ・新たに管理対象となる緑地については、動植物の自然環境を継続的に維持でき、住民が自然観察できるような管理体制を構築します。

関連する町の計画

- ・長久手町緑の基本計画「緑のマスタープラン」

※ヒートアイランド：空調機器や自動車などから排出される人工排熱の増加や、道路舗装、建築物などからの増加による地表面の人工化により、都心部の気温が公害に比べて高くなる現象。

※クールスポット：都市において植栽や水辺などをつくることにより、周囲より気温が低くなる場所。

5 自然環境保全

現状と課題

本町は、町の東部に丘陵が広がり、この地を水源とする香流川が町の中央を流れています。この河川周辺や水源地には豊かな自然環境が見られます。しかし、丘陵地の山林は管理されていない状態が見られ、竹林が広がり隣接する畑を侵食しています。また、土砂や粘土などの採取のため、丘陵地が伐採され、自然環境に深刻な影響を与えています。さらに、外来生物の移入により生態系への影響も問題となっています。今後は、自然環境の実態を把握した上で、保全の仕組みづくりなど具体的な対策が必要です。

こんなまちづくりを目指します

多様な生物が生育する身近な自然を守り育てる新たな仕組みづくりの中で、子どもたちに参加の場を与えてふるさと意識を育て、自然環境を次世代に受け継ぐまちを目指します。

実現の柱は・・・

自然環境保全

(1) 自然環境保全思想の普及

(2) 自然環境の保全

柱の中身は・・・

(1) 自然環境保全思想の普及

- ・自然環境調査を行い、動植物の生態系の実態を把握し、貴重な自然環境について保全計画を作成します。
- ・現状把握されている特徴的な自然環境を子どもたちに紹介し、ふるさと意識を高める資源として活用します。

(2) 自然環境の保全

- ・里山管理の仕組みづくりのため、所有者以外でも里山管理ができるように検討します。
- ・「長久手町みどりの条例」の実効性を高めるため、一定規模の森林開発に求めている再生緑化の基準を見直します。また、緑地再生の新たな支援策を検討します。
- ・駆除が必要な特定外来生物について様々な機会啓発します。

関連する町の計画

- ・第2次長久手町環境基本計画

6 河川

現状と課題

本町には、一級河川（※）香流川と、神明川を始めとした大小9の準用河川（※）があります。すべての河川の護岸などについては、既に基本的な整備は完了しています。河川は、災害の防止という意味でも重要な役割を担っており、日常的な点検や維持管理が必要です。河川の砂防施設（※）は、河川と人々の生活を守るために重要ですが、自然との調和を図りながら整備する必要があります。

香流川については、町内を東西に流れる骨格の河川として、潤いのある水辺空間や多様な生物の生育・生息の場として、また、貴重な公共のオープンスペースとして、治水、利水のほか、環境、生活、防災等のまちづくりの観点からも、多様な機能を生かした整備を図る必要があります。

■河川現況図



| 区分 | 河川名 | 延長(km) |
|------|-------------|--------|
| 一級河川 | 香流川 | 4.5 |
| 準用河川 | 神明川 | 1.1 |
| | 東山川 | 0.5 |
| | 清水川 | 0.4 |
| | 香桶川 | 1.7 |
| | 鴨田川 | 1.9 |
| | 堀越川 | 0.2 |
| | 雁又川 | 0.5 |
| | 植田川 | 0.5 |
| | 藤ノ木川 | 0.6 |
| | 普通河川 (※) | 香流川 |
| 堀越川 | | 3.3 |
| 雁又川 | | 1.4 |
| 池田川 | | 0.8 |
| 一の井川 | | 0.3 |
| 溝之杵川 | | 0.7 |
| | 権代川 | 0.7 |

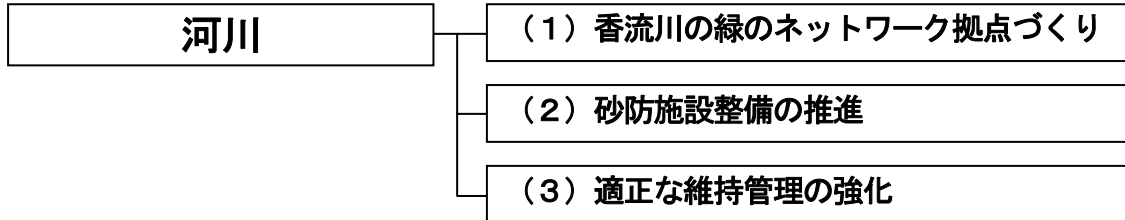
資料：土木課

こんなまちづくりを目指します

河川の機能を維持し、まちの安全性を確保するとともに、香流川を中心として、自然環境と調和した潤いのある水辺空間の形成を目指します。

※一級河川：国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、河川法に基づき国土交通省が指定したもの。
 ※準用河川：国土交通省が指定する「一級河川」及び都道府県知事が指定する「二級河川」以外の河川で、市町村長が指定したもの。
 ※砂防施設：そのまま放置すれば危険のある土砂の流れを抑制、調整して、自然に馴染ませながら、無害な土砂の流れにするための施設。
 ※普通河川：河川法に基づく河川以外のもの（水路など）の内、通称名のあるもの。

実現の柱は・・・



柱の中身は・・・

(1) 香流川の緑のネットワーク拠点づくり

- ・香流川を緑のネットワークの骨格的軸や健康づくりの場として、連続する遊歩道や歩行者自転車専用道路としての整備を図ります。
- ・香流川の水辺は、地域の活性化を担う交流拠点及び水辺環境学習の実践の場として、自然環境の保全と活用、並びに人々の交流を促進するための場としての整備を図ります。

(2) 砂防施設整備の推進

- ・砂防施設は、河川と住民の生活を守るために重要な施設であることから、土砂の流れを抑制、調整し、自然と調和を図りながら災害の発生を抑止する機能としての施設の整備を推進します。

(3) 適正な維持管理の強化

- ・住民の生活環境を守り、河川災害を防止するため、日常的な点検を強化するとともに、河川台帳を整備して河川の状況を把握することにより、適正な維持管理に努めます。

関連する町の計画

- ・長久手町都市計画に関する基本的な方針「都市計画マスタープラン」
- ・長久手町緑の基本計画「緑のマスタープラン」

7 農業（田園バレー）

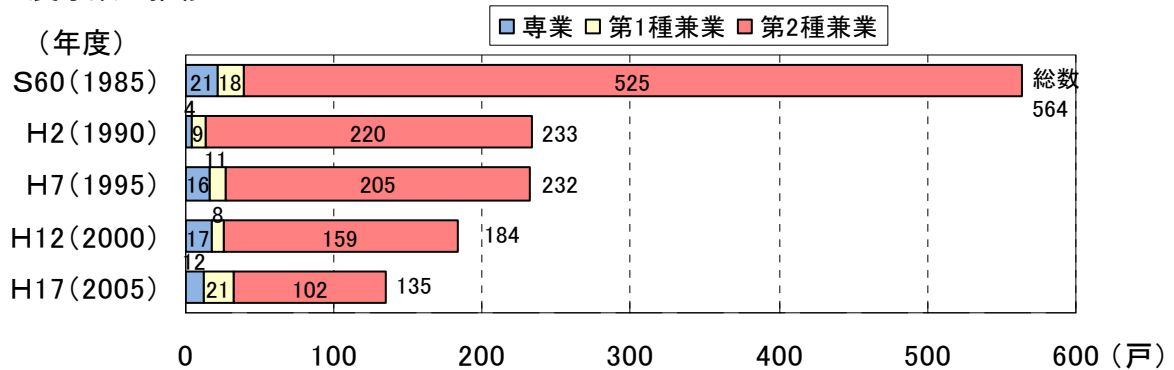
現状と課題

農業は大きな変革期を迎えており、本町においても、都市化の進展による農地の減少や農業従事者の高齢化・後継者不足などにより農家人口は減少傾向にあり、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

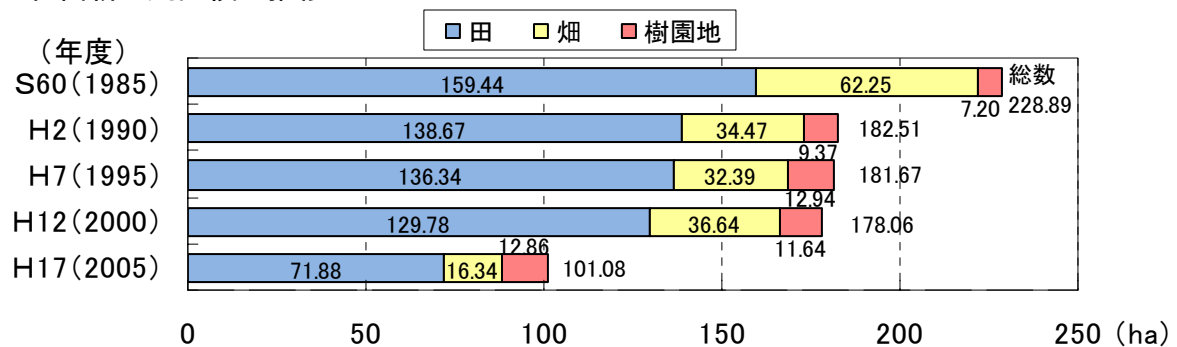
このような状況に対応するため、本町では、平成13年度から田園バレー事業を推進しています。これまでの取り組みとして、住民がふれあう市民農園「たがやっせ」や、農業体験講座「長久手農楽校（のうがっこう）」、子どもの自然環境体験活動を行う「平成こども塾」などの活動を行っており、新たな担い手としてNPO法人等による農業への新規参入を推進し、都市近郊農業の新たな展開も図っています。また、平成19年4月には、田園バレー事業の核として田園バレー交流施設「あぐりん村」を開設し、施設内の農産物直売所では生産者の顔が見える「安全・安心・新鮮」な農産物を販売し、生産者と消費者との交流や地産地消、食育の推進につながっているところです。

既存農業者の耕作意欲の向上と新規農業参入などにより、遊休農地は着実に減ってきていますが、現在でもまとまった遊休農地が存在しており、さらなる解消への努力が必要です。また、有機栽培など環境に配慮した農業を推奨して食の安全に努めるとともに、食料自給率の向上のため、地産地消や食育の推進を図り、都市農村交流を一層拡大、定着させていく必要があります。

■農家数の推移



■経営耕地別面積の推移



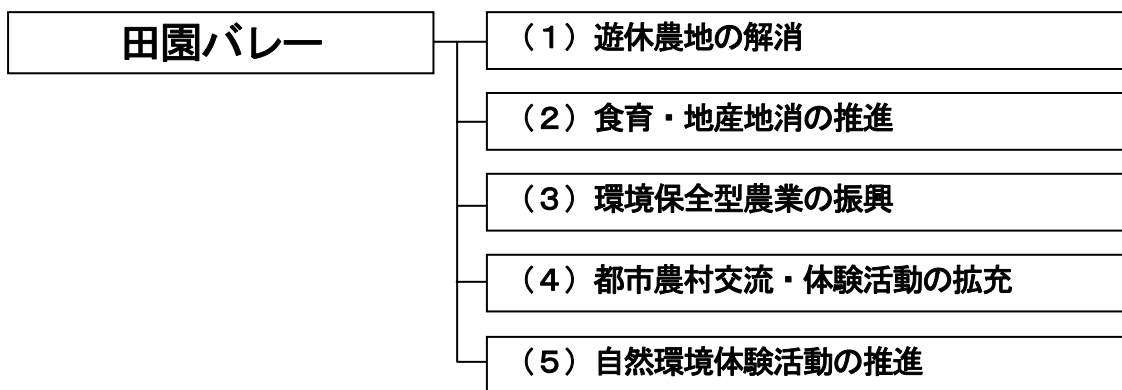
資料：ながくての統計

※第1種、第2種兼業農家：農業以外の仕事で収入を得ている農家のうち、農業の収入が主である農家が第1種兼業農家、農業の収入が従である農家が第2種兼業農家。

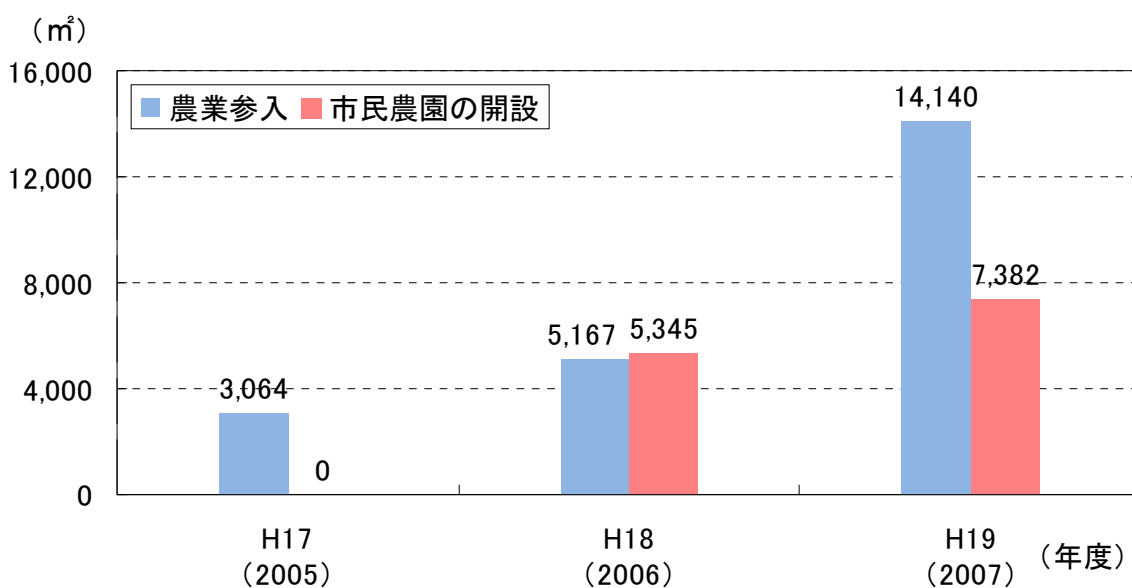
こんなまちづくりを目指します

農業の新たな担い手となる経営体を育成し、遊休農地を活用した「農産物生産の場」の創出により、地産地消、食育、都市と農村との交流を一層促進するとともに、環境保全に配慮した都市近郊農業を確立し、“農のある暮らし・農のあるまち”の理念をさらに具体化していきます。

実現の柱は・・・



■新規参加者による耕地面積の推移（5法人）と市民農園面積の推移（2法人）



資料：田園バレー事業課

柱の中身は・・・

(1) 遊休農地の解消

- ・ 田園バレー交流施設「あぐりん村」の農産物直売所に安全・安心・新鮮な地元農産物を安定供給するため、前熊第4工区の一団の遊休農地を集約的かつ効率的に活用し、新たな農業生産法人等による営農体制を確立します。
- ・ 法人の農業参入や市民農園の開設を支援するとともに、農楽校の拡充を図り、新たな担い手を育成、確保し、新規農業者による耕作地の拡大を図ります。
- ・ 遊休農地の活用を促進するため、営農意欲のない農家の土地を紹介して、利用権設定により農地の利用が進む仕組みづくりを進めます。

(2) 食育・地産地消の推進

- ・ 都市近郊の農地を有効に活用することにより、農産物直売所や学校給食への地元農産物の供給量を増やし、食育・地産地消を推進するとともに地域の食料自給率の向上を図ります。

(3) 環境保全型農業の振興

- ・ 農産物や食品の安全・安心に対する関心の高まりを背景に、有機栽培に代表される自然や環境に配慮した安全・安心な農業の普及、啓発に努めます。
- ・ 有機栽培等により地元農産物の付加価値を高め、地元特産品目の選定及び掘り起こしをするなど、長久手農産物のブランド化を図ります。
- ・ 生ごみ等地域未利用資源を生かした堆肥づくり・土づくりを行い、環境に配慮した農業の推進に努め、都市近郊農業における地域資源リサイクルシステムを構築します。
- ・ 稲作農業に不可欠な用水路の改修計画を策定して順次整備をしていきます。また、用水管理は責任をもって管理できる仕組みを構築します。
- ・ 化成肥料、農薬の適正使用を図り、生ごみ循環化の中で発生する有機肥料の活用などにより土壌の有機化を検討していきます。

(4) 都市農村交流・体験活動の拡充

- ・生産者と消費者の交流をより一層深めるため、田園バレー交流施設「あぐりん村」の充実を図ります。
- ・地域住民に身近な農業体験の場を提供することにより、都市農村交流をより一層促進します。

(5) 自然環境体験活動の推進

- ・平成こども塾「丸太の家」を拠点に、小学校との連携事業や地元ボランティア等による農業・食育・里山整備・創作・自然観察等の自然環境体験プログラムをより一層推進します。

関連する町の計画

- ・長久手田園バレー基本計画
- ・長久手平成こども塾マスタープラン
- ・長久手町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ・長久手農業振興地域整備計画

